

久喜市議会  
平成25年9月定例会  
請願書

# 請 願 目 録

請願第2号	「所得税法第56条の廃止を求める請願」について……………	1
-------	------------------------------	---

請願第 2 号

「所得税法第 5 6 条の廃止を求める請願」について

標記の請願を次のとおり地方自治法第 1 2 4 条の規定により提出します。

平成 2 5 年 9 月 1 7 日

紹介議員

杉 野 修  
渡 辺 昌 代

請 願 者

久喜市野久喜下宿 5 9 3 - 4  
久喜埼葛民主商工会  
代 表 池 田 佳 二

久喜市議会議長 鎌 田 忠 保 様

「所得税法第 5 6 条の廃止を求める請願」について

請願趣旨

所得税法第 5 6 条は「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費にしない」と定めています。どんなに働いても家族従業者には、自家労賃（私のはたらき分）が社会的に認められず、タダ働きを強いられています。家族従業者の多くは業者婦人が支えています。

埼玉県の「商工業に携わる女性に関する実態調査」（2 0 0 3 年）でも「稼業で働いた報酬」については、稼業ということで受け取っていないと 2 8 % が回答しています。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は 8 6 万円、家族の場合は 5 0 万円です。家族従業者はこのわずかな控除が所得としてみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。所得証明がとれないなど一人の人間として働き分が給料として認められないことによって大きな不利益があり、後継者不足に拍車をかけています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としており、日本だけが世界の進歩から取り残されています。憲法は一人ひとり的人格、人権を認めています。家族従業者の労働を、個人の働き分として正当に評価す

べきです。所得税法第56条は、憲法、女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法に違反する時代遅れの法律です。

また、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。この間、全国350議会（20年12月9日現在）が意見書を採択し、自由法曹団や各税理士会でも意見書を提出しており、国会でも検討する課題となっています。

家族従事者が一人の人間として人格、人権が尊重され、「法の下に平等」であるために、所得税法第56条の廃止を求めます。

以上の趣旨から下記のことをお願いします。

#### 請願項目

「所得税法第56条」は廃止するよう国や政府関係機関に意見書を上げること

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。